

第 11 章 対象計画の案ごとの事業の実施が
環境に影響を及ぼすおそれのある
地域を管轄する市の名称及び
その地域の町名

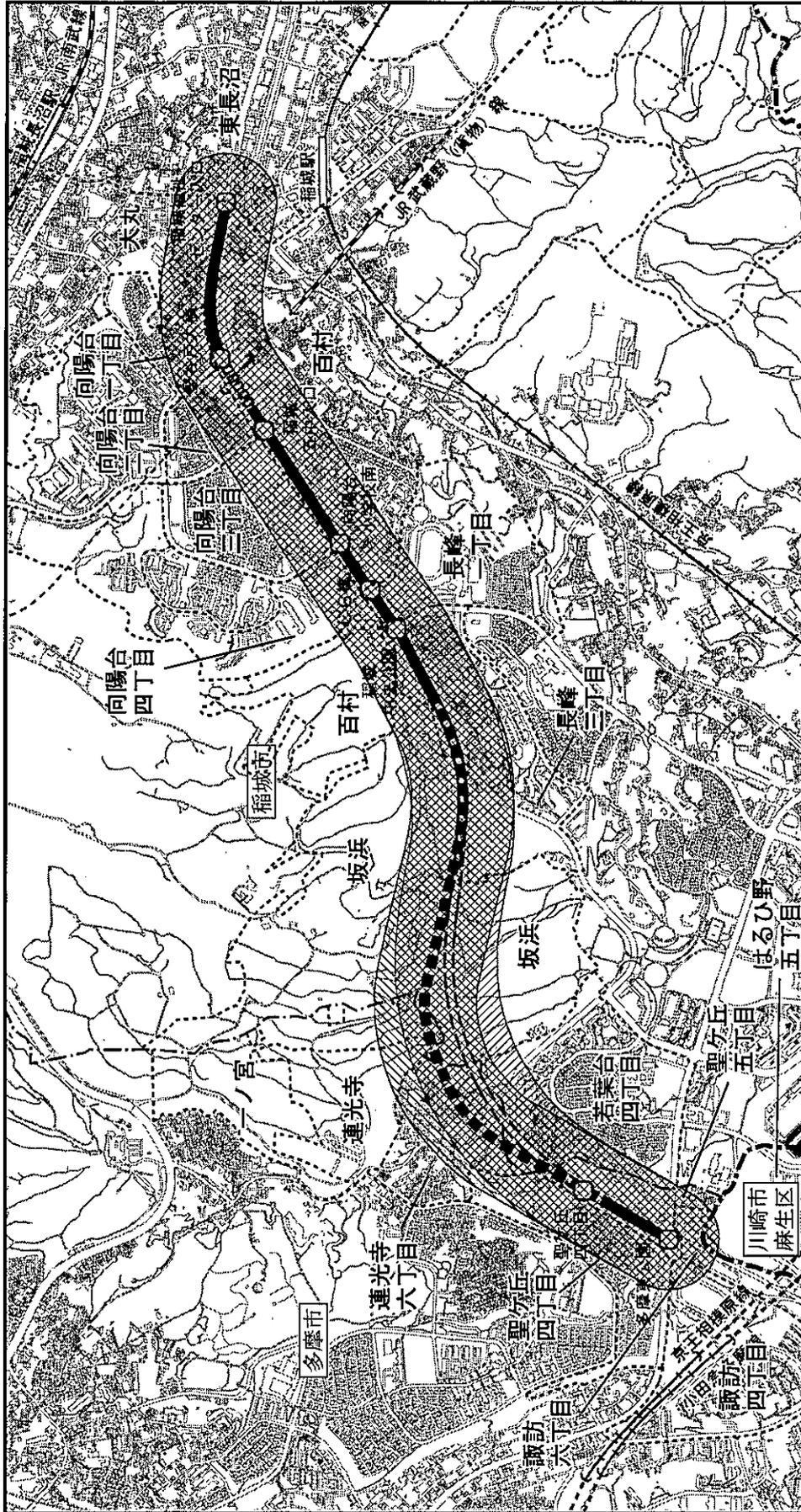
第11章 対象計画の案ごとの事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を 管轄する市の名称及びその地域の町名

対象計画の案【A案】【B案】の事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域は図 11-1 に示す範囲です。

当該地域を管轄する市の名称及びその地域の町名は表 11-1 に示すとおりです。

表 11-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域の管轄する市及び町名

市名	町名
多摩市	一ノ宮の一部、連光寺の一部、連光寺六丁目の一部、 聖ヶ丘四丁目の一部、聖ヶ丘五丁目の一部、諏訪四丁目の一部及び諏 訪六丁目の一部
稲城市	東長沼の一部、大丸の一部、向陽台一丁目の一部、 向陽台二丁目の一部、向陽台三丁目の一部、向陽台四丁目の一部、百 村の一部、坂浜の一部、長峰一丁目の一部、長峰三丁目の一部及び若 葉台四丁目の一部
川崎市	はるひ野五丁目の一部



凡例

- 計画道路 (平面構造)
- 計画道路 (トンネル構造 (A案 既定都市計画案))
- 計画道路 (トンネル構造 (B案 南側変更案))
- 計画道路 (トンネル構造 (A案)) から片側約 150m の範囲
- 計画道路 (トンネル構造 (B案)) から片側約 150m の範囲
- 交差点
- 鉄道
- 計画道路 (トンネル構造 (A案)) から片側約 150m の範囲
- 計画道路 (トンネル構造 (B案)) から片側約 150m の範囲
- 都県界
- 市界
- 町界



1:20,000

図 11-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域